

第3回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和7年3月17日（月）

場 所 市役所4階 403集会室

議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（申請件数 1件）

議案第2号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について（申請件数 5件）

議案第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について（申請件数 3件）

報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について（申請件数 1件）

報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について（申請件数 6件）

応召委員（13名）

1 番	荻野 光徳	2 番	乙幡 昇治
3 番	峰岸 豊	4 番	山田 伸一
5 番	比留間 望	6 番	宮崎 義憲
7 番	比留間孝明	8 番	大口 貴司
9 番	高橋 文雄	10 番	内野 一彦
11 番	中村眞由美	12 番	川口 広敏
13 番	加藤 武		

職務のために出席した者（事務局）

事務局長	前原 光智
事務局次長	井上 ひとえ
事務局書記	辻 陸人

午後4時開会

議長
(加藤 武君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第3回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は全員でございます。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しております

	ので、本総会は有効に成立いたします。 それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
議 長 (加藤 武君)	異議なしと認め、3 番峰岸豊委員と 9 番高橋文雄委員以上 2 名の方をお願いいたします。 それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、1 件あります。 事務局より説明いたさせます。
事 務 局 (井上ひとえ君)	それでは、御説明いたします。 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について 1 件の申請がございました。 申請番号 1 番、譲渡人、譲受人及び土地の所在地、地積については記載のとおりで地目は畑で、権利の種類は所有権移転でございます。 譲受人は、本市の認定新規就農者で、現在就農して 3 年目になります。また、農機具も十分所有しており、現在の営農状況から、今回の許可申請については、許可しても問題はないものと考えております。 以上でございます。
議 長 (加藤 武君)	ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。 それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。
6 番 (宮崎 義憲君)	本日、午後 1 時 15 分より、土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、1 件あります。 申請番号 1 番の農地でございますが、作付け準備中でした。 現地は、適正に管理されており問題はないようでした。 また、譲受人については、本市の認定新規農業者で、現

議 長
(加藤 武君)

在就農して3年目になります。現在の就農状況からも、特に問題ないかと思われます。

以上のことから、議案第1号につきましては、承認してよろしいのではないかと思います。

ありがとうございました。報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、大口委員。

8 番
(大口 貴司君)

1番の申請地につきまして、いずれも現地を確認しており問題ありません。

申請者につきましては、他の農地においても、肥培管理がされており、また援農ボランティアも増えてきているため、申請地が増えても、農業経営を続けていけるかと思えます。

特に問題ありませんので、よろしく願いいたします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか

委 員

なし

議 長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、承認をしたいと思います。

御異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第1号につきましては、承認することといたします。

次に、議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、5件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上ひとえ君)

ご説明の前に、訂正および追加資料のご案内をいたします。換地処分の影響で、議案第2号、申請番号3番の⑭から⑰の

農地の現地案内図、及び公図写しに相違が出ておりますので、現状の現地案内図、及び公図写しを、お配りしております。

よろしくお願いいたします。

それでは、御説明いたします。

議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、5件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成9年6月8日に相続し、前回調査は、令和4年2月15日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成29年12月18日に相続し、前回調査は、令和4年3月15日になります。

申請番号3番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成6年8月16日に相続し、前回調査は、令和4年3月15日になります。

申請番号4番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成24年7月16日に相続し、前回調査は、令和4年3月15日になります。

申請番号5番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成15年7月18日に相続し、前回調査は、令和4年4月15日になります。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。

それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

6 番
(宮崎 義憲君)

本日、午後 1 時 15 分から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第 2 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、5 件あります。

申請番号 1 番の農地でございますが、作付け準備中でした。現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号 2 番の農地でございますが、①から③の農地は作付け準備中、④の農地は梅、⑤の農地は栗、⑥の農地は作付け準備中、⑦の農地は柿と栗、⑧の農地は柿、⑨の農地は作付け準備中、⑩の農地はネギ、⑪は作付け準備中でした。現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号 3 番の農地でございますが、①の農地は小松菜と大根、②の農地はブロッコリー、③の農地はキャベツ、④の農地はキャベツとブロッコリー、⑤の農地は作付け準備中、⑥の農地はお茶の木、⑦の農地はミカン、⑧の農地はネギとミカン、⑨の農地は作付け準備中、⑩の農地はソラマメ、⑪の農地はカブとタマネギ、⑫の農地はニンジン、⑬から⑰の農地は作付け準備中、⑱と⑲の農地はハウレンソウとサトイモ、⑳と㉑の農地は作付け準備中でした。現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号 4 番の農地でございますが、①の農地はカキナ、②の農地はスナップエンドウとコマツナ、ナバナが栽培されておりました。現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号 5 番の農地でございますが、タマネギとジャガイモが栽培されておりました。現地は適正に管理されており問題はございませんでした。

以上のことから、議案第 2 号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議 長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、大口委員。

8 番
(大口 貴司君)

1 番と 4 番の申請地につきまして、いずれも現地を確認しております。肥培管理がされており、農業経営が続けられている状態でした。

特に問題ありませんでしたので、よろしくお願いいたしますします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。

では私から。報告させていただきます。

2 番の申請地でございますが、いずれも現地を確認しております。

肥培管理がされており、農業経営が続けられている状態でした。

特に問題ありませんでしたので、よろしくお願いいたしますします。

他にございませんか。

はい、乙幡委員。

2 番
(乙幡 昇治君)

3 番の申請地でございますが、いずれも現地を確認しております。

肥培管理がされており、農業経営が続けられている状態でした。

特に問題ありませんでしたので、よろしくお願いいたしますします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。

はい、川口委員。

1 2 番
(川口 広敏君)

5 番の申請地でございますが、いずれも現地を確認しております。

肥培管理がされており、農業経営が続けられている状態でした。

特に問題ありませんでしたので、よろしくお願いいたしますします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。

御意見等ないようですので、議案第 2 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願につ

		いて」は、証明書の発行をしたいと思います。 御異議等ございませんか。
委	員	異議なし。
議	長	ありがとうございました。それでは議案第２号につきましては、証明書の発行をすることといたします。 次に、議案第３号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」、３件あります。 事務局より説明いたさせます。
(加藤	武君)	
事	務	それでは御説明いたします。 議案第３号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について、東京都農地中間管理機構である一般社団法人東京都農業会議から、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の２第１項の規定に基づき、農用地利用集積計画策定の協力依頼が３件ございました。 申請番号１番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。 利用権の設定の期間につきましては、令和７年５月１日から令和１７年４月３０日までの１０年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。 なお、利用権の設定を受ける者については、令和７年度に本市の認定新規就農者に認定予定の方で現在認定のための個別相談が終了し、認定に向けて準備を進めている方でございます。 申請番号２番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。 利用権の設定の期間につきましては、令和７年５月１日から令和１７年４月３０日までの１０年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。 なお、利用権の設定を受ける者については、申請番号１番と同じ方でございます。 申請番号３番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載
(井上ひとえ君)	局	

議長
(加藤 武君)

のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和7年5月1日から令和12年4月30日までの5年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の認定農業者でございます。

以上でございます。

6番
(宮崎 義憲君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。

それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第3号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」、3件あります。

申請番号1番の農地でございますが、作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号2番の農地でございますが、こちらも作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号1番、2番の申請人については、同一の方で、当市で、認定新規就農者の申請をしており、個別面談もすでに実施し、認定に向けて準備を進めており、問題はないかと思われます。

申請番号3番の農地でございますが、作付け準備中でした。現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号3番の申請人については、当市で認定農業者として農業経営を行っている方で、問題はないと思われます。

以上のことから、議案第3号につきましては、承認してよろしいかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

8 番
(大口 貴司君)

はい大口委員。

申請番号 1 番と 2 番の申請地でございますが、すぐに作付けができる状態で、貸借しても問題ない状態でした。よろしく願いいたします。

議 長
(加藤 武君)

他にはございませんか。
はい、川口委員。

1 2 番
(川口 広敏君)

申請番号 3 番の申請地でございますが、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく願いします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。
御意見等ないようですので、議案第 3 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」につきましては、承認をしたいと思います。
御異議ございませんか

委 員

異議なし。

議 長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第 3 号につきましては、承認することといたします。
次に、報告第 1 号「農地法第 4 条の規定に係る会長専決処理について」、1 件あります。
それでは、事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。
報告第 1 号「農地法第 4 条の規定に係る会長専決処理について」、1 件申請がございました。
本件は、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届け出でございます。
申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、駐車場でございます。
以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、川口委員。

12番
(川口 広敏君)

申請番号1番につきまして、現地を確認しております。
1番の申請地は、すでに防草シートが張られており、適正に管理されておりました。

特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

次に、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、6件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、6件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、申請番号1番が駐車場、申請番号2番、3番、5番が住宅用地、申請番号4番が店舗、申請番号6番が分譲地でございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

では、私から報告いたします。

申請番号1番、3番、4番、5番の農地でございますが、現地を確認しております。

特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

他にございますか。

はい、大口委員

8 番
(大口 貴司君)

申請番号 2 番の申請地につきまして、現地を確認しております。

特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

はい、比留間孝明委員。

7 番
(比留間孝明君)

申請番号 6 番の申請地につきまして、現地を確認しております。すでに宅地造成工事が終わっておりました。現地は適正に管理されており、問題はないようでした。

よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

御意見等ないようですので、報告第 2 号「農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第 3 回総会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

午後 4 時 23 分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和 7 年 3 月 17 日

会 長

⑥

署名委員

⑥

署名委員

⑥